

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）」についての意見募集

■ 意見募集期間 : 平成30年12月8日（土）から平成31年1月11日（金）まで

■ 意見提出件数 : 4件（法人・団体：2件、個人：2件）

■ 意見提出者 : (意見受付順・敬称略)

	意見提出者
1	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
2	KDDI株式会社
—	個人（2件）

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）」に対する意見及びそれに対する考え方

番号	項目	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
省令案全体に対する意見				
1	全体	<p>電気通信事業法（以下「法」という。）26条の4の改正は、電気通信役務が一種の公共性を有するサービスともみられる場合があり、基礎的電気通信役務や指定電気通信役務又はこれらと同様に国民の生活に根ざし、早急な代替手段の確保が難しい一種の公共性のあるサービスを、特段の通知なく事業者が休廃止するとすると、当該サービスのユーザーに重大な影響が生じ得るため、事前に周知期間を設けて、ユーザーに別サービス等への移行を行う準備期間を与えるという趣旨で定めているものとして理解してよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>電気通信事業法（以下「法」という。）第26条の4第1項に電気通信業務の休廃止に係る利用者への周知義務を定めている趣旨は、電気通信サービスの利用者が事前の周知なく突然サービスを打ち切られることにより不測の不利益を被る事態を回避することにあります。そのため、本規定では、電気通信業務の範囲を限定せず、周知義務の対象としています。</p> <p>また、今回の改正により、同条第2項に定める利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務に係る電気通信業務の休廃止については、その周知の実施が不適切・不十分であると認められる場合は、総務大臣が実効性をもって事業者に対する是正措置を講ずることができるよう、1年前までの周知義務及び総務大臣への周知事項等の事前届出義務を課すこととしています。</p>	無
2	全体	<p>案に賛成します。</p> <p>いまや通信サービスは生活に不可欠なものとなっており、現在使っているサービスが終了する場合に、どういった代替サービスがあるのか通信会社から事前に知らせてもらうことは必要なことと思います。</p> <p>通信会社は、サービス開始の時に比べて、サービス終了の時の顧客対応にはあまり力を入れていないと感じるので、今回の新しいルールの下で、サービスが終了してしまう前にこうした周知の取り組みがちゃんと十分になされ（てい）るか、行政にしっかりチェックしてもらいたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	賛成のご意見として承ります。	無

各論関係				
3	規則第 22 条の 2 の 10 第 1 項関係	<p><規則第 22 条の 2 の 10 第 1 項における「電気通信業務」の範囲></p> <p>電気通信業務は、電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいい（法 2 条 6 号）、電気通信役務の提供の業務には、①法 9 条の登録又は法 10 条の届出が必要なもの（クローズドチャットなど）と、②登録・届出が不要なもの（電子掲示板・オープンチャットなど）がある（法 2 条 4 号、法 164 条 1 項）。</p> <p>電気通信事業者でない事業者が②の業務の全部又は一部を休廃止する場合には、法 26 条の 4 が適用されないことは明らかであるが、当該事業者との公平を保つためにも、法 26 条の 4・規則 22 条の 2 の 10 のいう「電気通信業務」が①の業務に限られ、電気通信事業者が②の業務の全部又は一部を休廃止する場合には法 26 条の 4 の適用がないと理解してよいか。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	御理解のとおりです。	無
4	規則第 22 条の 2 の 10 第 1 項関係	<p><規則第 22 条の 2 の 10 第 1 項における「電気通信業務」の範囲></p> <p>日本国外に住所がある個人向けの電気通信役務の提供の業務の全部又は一部を休廃止する場合には法 26 条の 4 の適用がないと理解してよいか。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	法第 26 条の 4 に定める利用者は、必ずしも日本国内に住所を有する者に限定されていません。	無
5	規則 22 条の 2 の 10 第 1 項関係	<p><規則 22 条の 2 の 10 第 1 項における「休止し、又は廃止する」の意味></p> <p>メンテナンス等を理由とする一時的な電気通信業務に該当するサービスの停止は、電気通信業務の全部又は一部の休止に該当しないと理解してよいか。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>「休止」とは営業を停止させることを意味するものであり、利用者の少ない時間帯に短時間行われるメンテナンス等、一時的なサービスの停止については、法第 26 条の 4 に定める電気通信業務の全部又は一部の休止に該当しない場合があります。</p> <p>ただし、一時的な停止であっても、利用者が不測の不利益を被る事態を回避する観点から、あらかじめ計画されたものである場合には、電気通信サービスを停止する期間やその理由を可能な限り利用者に事前に周知することが望ましいと考えます。</p>	無
6	規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項関係	<p><規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号の「契約の数」の数え方></p> <p>スマートフォン向けアプリケーションなどを通じて提供される電気通信役務の提供の業務に関して規則 22 条の 2 の 11 第 1 項 3</p>	電気通信業務の休廃止に当たり、周知対象となる利用者には、当該電気通信サービスを長期間使用していない利用者も含まれます。	有

<p>1 項第 3 号関係</p>	<p>号の「契約の数」を数える場合、アプリケーションを長期間使用していないユーザー（かかるユーザーとの契約は少なくとも明示的には解約されていないことが多い。）の数を含めることは不合理である。そのため、長期間使用していないユーザーとの契約について、「契約の数」から除外して数えることは合理的であると理解してよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>一方で、左記の御指摘にある通り、スマートフォン向けアプリケーションなどを通じて提供される電気通信役務など、無料で提供される電気通信サービスの中には、長期間使用していない利用者との間の契約も明示的には解約されない事例が多く見られるところであり、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を規定する電気通信事業法施行規則（以下「規則」という。）第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号の「契約の数」に、当該長期間使用していない利用者との契約の数を含めて考えることは、当該電気通信サービスの実態の反映という観点から、合理的とは言えない場合があると考えます。（他方、有料で提供される電気通信サービスであれば、契約者は利用する意図をもって契約を継続していると考えられることから、実際の契約の数を規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号の「契約の数」として支障はないものと考えます。）</p> <p>加えて、これらの無料で提供される電気通信サービスは、一般的にインターネット上のアプリを通じて提供されるものであり、利用者は当該サービスを利用する前提として、別途インターネットに接続するための有料の電気通信サービスを利用していると考えられるところ、無料で提供される電気通信サービスが休廃止された場合にも、それら利用中の有料の電気通信サービスを利用することや、それを前提としてインターネット上の別のアプリを利用することが可能であるため、無料の電気通信サービスの休廃止が利用者にも与える影響は、有料の電気通信サービスの休廃止と比較して大きいとは言えないと考えられます。</p> <p>このため、以上の要素を勘案した結果、過度な規制となることを避けるため、利用者にも及ぼす影響が大きい役務の範囲に関し、規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号を以下の通り修正することが適当であると考えます（下線部分を追記）。</p> <p>「三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日</p>
-------------------	--	--

			における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。）が百万以上である電気通信役務であつて、 <u>当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止</u>	
7	規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号関係	<p><規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号の「契約の数」の数え方> 1つのアプリケーションにおいて種別の異なる電気通信業務に該当するサービスが複数ある場合など（クローズドチャットサービスとクローズドの掲示板サービス）、種別の異なる複数の電子通信業務のサービスが一体となつて提供されている場合がある。この場合で、1のサービスを休廃止するときは、当該サービスのユーザー数のみを数えればよいか。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>休廃止の対象となる電気通信業務の範囲は、利用者から見て独立した電気通信サービスとして認知されると考えられるかどうかという観点から、具体的なサービスごとに個別に判断する必要があると考えます。</p>	無
8	規則第 22 条の 2 の 11 第 1 項第 3 号関係	<p>三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（<u>他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。</u>）が百万以上である電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止</p> <p>左記（※編注：上記記載の条文）下線部分の「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数」とは、 左記下線部分の「他の電気通信事業者」（以下「再販事業者」といいます。）に対して左記下線部分の「当該卸電気通信役務」（以下「卸元サービス」といいます。）を提供する電気通信事業者（以下「卸元事業者」といいます。）が、その再販事業者との間で締結している、その再販事業者にその卸元サービスを提供することを内容とする契約（以下「卸元契約」といいます。）の数であつて、</p>	<p>法第 26 条の 4 の趣旨に照らせば、電気通信業務の休廃止が利用者に及ぼす影響の大きさを判断するに当たっては、当該業務の態様に応じ、休廃止によって影響を受ける関係者への影響を可能な限り勘案する必要があります。すなわち、他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合、直接「卸元契約」を締結している「再販事業者」の数だけではなく、「再販契約」の先にいる「エンドユーザ」の数も可能な限り推計に含めて影響の大きさを判断することが法の趣旨に適うものであると考えます。</p> <p>例えば、卸元において個別の回線を特定できるような電気通信役務において、複数の回線を一括して「卸元契約」を締結している場合には、個別の回線数を「再販契約」の数として算定すること等が考えられます。</p> <p>以上のような考え方に基きまして、「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数」は、原則として「再販契約」の数が該当するものと考えております。</p>	無

再販事業者がその再販事業者の利用者（以下「エンドユーザ」といいます。）に対して、卸元サービスを利用して提供する電気通信役務（以下「再販サービス」といいます。）を提供するため、そのエンドユーザとの間で締結するその再販サービスの提供を内容とする契約（以下「再販契約」といいます。）の数ではない、という理解であると考えております。

電気通信事業者が、一般の利用者への役務提供だけでなく、再販事業者への卸元サービスの提供にも用いられている特定の電気通信業務について、電気通信業務の休廃止を行う場合、左記規定に基づき、当該特定の電気通信業務に係る契約の数に、左記下線部分の「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数」を含めることが必要になりますが、この「含める」対応を行うためには、当該特定の電気通信業務に係る契約と左記下線部分の「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約」について、サービス形態及び契約の単位が同等で、かつその休廃止を行う電気通信事業者（卸元事業者）が、当該特定の電気通信業務の休廃止に係る周知開始日の属する年度の前年度末における「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約」の数を把握できていることが必要になります。

再販事業者がエンドユーザに対して、再販サービスを卸元サービスと同様の形態のサービスとして提供しているかどうか、また、仮に再販サービスと卸元サービスとが同様の形態のサービスであったとしても、再販サービスの契約の単位が卸元サービスの契約の単位と同様であるか、さらに、卸元事業者が卸元サービスの休廃止に係る周知開始日の属する年度の前年度末における再販契約の数を把握できるか、はケースバイケースとなります（※）。

以上から、再販サービスのサービス形態、契約の単位のあり様等にかかわらず、左記規定を実施するためには、左記下線部分の「当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数」は、再販契約の数ではなく、卸元契約の数である必要があると考えます。

		<p>※例 再販サービスと卸元サービスのサービス形態及び、契約の単位が同様とならないケース</p> <p>卸元事業者が、1の契約につき1の固定IPアドレスと9の動的IPアドレスを付与するインターネットアクセスサービス（卸元サービス）について、再販事業者と10の卸元契約（合計、10の固定IPアドレスと90の動的IPアドレスを付与する10の卸元契約）を締結したところ、その再販事業者は、8の固定IPアドレスと50の動的IPアドレスを1つの契約でセット提供できるサービス形態の再販サービスαを商品メニューとして設け、エンドユーザAと1の再販契約を締結してエンドユーザAに対して再販サービスαを提供（8の固定IPアドレスと50の動的IPアドレスを割り当て）するとともに、1の契約あたり1の動的IPアドレスを付与できるサービス形態の再販サービスβを商品メニューとして設け、エンドユーザB～エンドユーザK（合計10人）と、それぞれ1の再販契約を締結してエンドユーザB～エンドユーザKに対して再販サービスβをそれぞれ提供（合計10の動的IPアドレスを割り当て）し、残りの2の固定IPアドレスと30の動的IPアドレスは将来の販売用（再販サービスα、再販サービスβ、あるいは全く別の新商品メニューとして再販売するかは未定のまま）に、再販売せずに保持する、といったケースが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>(注) 「※」の箇所を図示した参考資料が添付されている。</p>		
<p>その他の意見</p>				
9	その他	<p>「INS ネット（インフォメーションネットワークシステム）」では、有線における「固定電話回線及びFAX 電話回線」での分野におけるデジタル通信モードだと思いますので、古い構造を廃止して行く事には、私は賛成です。要約すると、「IP 網（インターネットプロトコル）」に移行するので有れば、古い構造を廃止しながら同時進行でのサイバーセキュリティ対策が、必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	賛成のご意見として承ります。	無